

No.	⑥-1	R7 当初予算額	1,082 百万円の内数
事業名	伝統的工芸品産業支援補助金	府省庁名	経済産業省
概 要	我が国の伝統的工芸品産業の振興を図るため、個々の産地の実情・特性に応じた事業計画に沿った需要開拓、人材育成・確保等に対する支援を通じて、同産業の活性化及び地域経済の発展に寄与する。		
支援対象	産地組合、製造事業者等	補助率	2／3 もしくは1／2
対象事業	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第2条に基づき指定を受けた伝統的工芸品を製造する協同組合等が、同法の規定により経済産業大臣の認定を受けた各種事業計画に基づき実施する後継者育成や需要開拓・意匠開発などの取組。		
支援内容	2／3 もしくは1／2 の補助 上限 2,000 万円		
離島での実績	奄美大島、種子島等が産地に指定されている協同組合等において事業を実施		
備 考			
担当部署	経済産業省商務・サービスグループ文化創造産業課伝統的工芸品産業室		
連絡先	03-3501-1750		
参照 HP	https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/nichiyo-densan/index.htm		

伝統的工芸品支援事業

令和7年度予算額 11億円（11億円）

商務・サービスグループ文化創造産業課伝統的工芸品産業室

事業の内容

事業目的

我が国の伝統的工芸品産業の振興を図るため、個々の産地の実情・特性に応じた事業計画に沿った需要開拓、人材育成・確保等に対する支援、また個別産地では対応が困難、あるいは非効率となる全国規模の事業への支援を通じ、同産業の活性化及び地域経済の発展に寄与することを目的とするを通じて、同産業の活性化及び地域経済の発展に寄与する。

事業概要

(1)伝統的工芸品産業支援補助金

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（伝産法）第2条に基づき指定を受けた伝統的工芸品を製造する協同組合等が、同法の規定による各種事業計画に基づき実施する取組を支援する。

(2)伝統的工芸品産業振興補助金

伝産法第23条に基づき設立された伝産協会が実施する産地横断的な事業の経費の一部を、同法第26条に基づき補助。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

補助（産地組合・製造事業者等：2/3、学校法人・コンサルタント等：1/2）

(1)

国



国指定伝統的工芸品の製造協同組合等

補助（全指定産地共通：定額、伝産協会の人事費：1/2）

(2)

国



一般財団法人
伝統的工芸品産業
振興協会

成果目標

各協同組合等が、補助金を活用して振興計画を実現することを目指す。

併せて伝産協会が実施する普及推進事業を通して、国民への伝統的工芸品産業の認知度向上を図る。

長期的には、各産地の振興計画の実現によって、伝統的工芸品産業全体の振興が図られ、人材確保や需要開拓等産業の活性化につなげていく。